

特殊肥料生産の手引き

届出と表示について

| | |
|---|----|
| I. 特殊肥料とは | 1 |
| II. 特殊肥料生産の届出と必要な書類 | 1 |
| 1. 新たに千葉県内で特殊肥料生産を行う場合 | 1 |
| 2. 届け出していた事項に変更が生じた場合 | 3 |
| 3. 届け出していた肥料の生産を廃止した場合 | 4 |
| ・特殊肥料生産業者届出書の様式と記載例 | 5 |
| ・特殊肥料生産工程概略図の作図例 | 7 |
| ・特殊肥料生産業者届出事項変更届出書 の様式と記載例 | 9 |
| ・特殊肥料生産事業廃止届出書の様式と記載例 | 12 |
| III. 特殊肥料の品質表示制度 | 14 |
| 1. 「堆肥」、「動物の排せつ物」及び 「混合特殊肥料」の表示票と記載例 | 14 |
| 2. その他の特殊肥料の表示票と記載例 | 22 |
| IV. 各種届出様式のダウンロードについて | 23 |

令和5年8月

千葉県農林総合研究センター検査業務課

<各届出の提出先及び問合せ先>

千葉県農林総合研究センター検査業務課
〒266-0014 千葉市緑区大金沢町9-4-1
電話：043-291-1875 Fax：043-291-1876
メールアドレス：koyashi@pref.chiba.lg.jp

I. 特殊肥料とは

肥料の品質の確保等に関する法律（以下「法」という）において「肥料」とは次のように定義されています。

- ①植物の栄養とするため、土地に施用するもの。
- ②植物の栄養とするため、植物の葉などに施用するもの。
- ③植物の栽培に役立つよう、土壤に化学変化をおこさせるため、土地に施用するもの。

また、肥料は「普通肥料」と「特殊肥料」に分けられ、このうち、「特殊肥料」とは米ぬか、魚かすのような農家の経験と五感によって識別できる単純な肥料や、堆肥のような肥料の価値又は施肥基準が必ずしも含有分量のみに依存しない肥料で、農林水産大臣が指定する以下に示した肥料をいいます。

<特殊肥料に指定されている肥料>

魚かす、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨、蒸製てい角、肉かす、羊毛くず、牛毛くず、粗砕石灰石、米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす、アミノ酸かす、くず植物油かす及びその粉末、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、木の实油かす及びその粉末、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末、たばこくず肥料及びその粉末、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨灰、セラックかす、にかわかす、魚鱗、家きん加工くず肥料、発酵乾ふん肥料、人ふん尿、動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥、グアノ、発泡消火剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料、石こう（太字は千葉県に複数の届出がある特殊肥料を指します）

<混合特殊肥料>

特殊肥料を原料として配合するものは「混合特殊肥料」となります。（同じ種類（指定名）を原料とする場合は元の種類（指定名）に該当します）。

例：「堆肥」＋「堆肥」＝「堆肥」、「堆肥」＋「草木灰」＝混合特殊肥料

「特殊肥料」以外の肥料は「普通肥料」となります。「普通肥料」の登録については、「知事登録普通肥料生産にかかる手引き」を参照ください。

II. 特殊肥料生産の届出と必要な書類

特殊肥料を生産又は輸入し、第三者に対して譲渡（有償・無償は関係無し）する場合、特殊肥料の生産業者又は輸入業者としての届出が必要となります。生産届は生産事業場の所在地を管轄する都道府県に、輸入届は輸入の場所（例えば、千葉港や成田空港等）を管轄する都道府県に届け出ます。

生産又は輸入した肥料を販売する場合、販売届を販売事業場の所在地を管轄する都道府県にそれぞれ届け出ます。なお、肥料を無償で譲渡する場合、販売届出は不要です。大半が無償でも、一度でも金銭を受け取る可能性がある場合は届出が必要です。今後、販売の可能性のある場合は、生産の届出と同時に販売の届出を行ってください。

特殊肥料生産業者届出及び肥料販売業務開始届出に手数料はかかりません。
また、届出に押印は不要です。提出は郵送、FAX、メールで受け付けます。

1. 新たに千葉県内で特殊肥料生産を行う場合（法第22条第1項）

特殊肥料生産業者は、事業を開始する1週間前までに、生産する事業場を管轄する都道府県知事に特殊肥料の銘柄ごとに届出をしなければなりません。

生産した肥料を全て自己利用する場合を除き、届出が必要です。届出に必要な書類等を以下に示します。

※ 堆肥では、生産工程や原材料の配合割合が異なったり、製品の肥料成分が異なったりする場合、別銘柄とみなされます。一般的に、同一の場所・作り方で堆肥生産を行っても、その製品の肥料成分は年間を通じて安定せず、誤差の許容範囲（詳細はp. 17～18参照）が認められています。したがって、複数の生産事業場（堆肥舎等）を所有し、それぞれの場所で製品を生産している場合、生産事業場ごとに別銘柄とみなしますので、それぞれに届出を行ってください。

(1) 特殊肥料生産業者届出書（様式はp. 5、様式ダウンロードはp. 23参照）

○様式を記入の上、提出ください。受理後、届出番号を記入した届出書を返送します。

○なお、届出様式中のカッコ書き部分（郵便番号、電話番号、返送先等）もあわせて記載してください。

(2) 特殊肥料生産業者届出書の添付書類

①法人の場合：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

個人の場合：住民票又は運転免許証の写し

※ 既に届出のある個人又は法人が、新たな銘柄の届出をする場合は添付を省略できます。

②生産工程概略図

原料の種類、使用割合等を記載したもの（作図例はp. 7参照）。

原料への凝縮促進剤の使用は法律により種類が定められており、適合するか確認するため、市販商品名及びメーカー名を記載ください。

なお、混合特殊肥料の場合は、原料に用いるそれぞれの特殊肥料の届出状況の詳細が必要です。（千葉県届出は届出番号、他都道府県届出は届出書の写し等）

③生産事業場の所在地図

幹線道路、駅等からの道順を示したもの（手書き、地図コピーでも可）

※ 既に届出のある個人又は法人が、新たな銘柄の届出をする場合は添付を省略できます。

④カタログ、パンフレット、資料など（参考となるものがある場合）

※ 原材料や生産工程によっては、成分分析結果や栽培試験の結果等が必要になることがあります。

⑤肉骨粉等を原料とする場合

・豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等の場合

「豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書」の写し

・牛由来の肉骨粉等の場合

「製造基準適合確認書」もしくは「肥料原料供給管理票」の写し

⑥他人所有の施設等を賃借して生産（保管）もしくは委託生産する場合

・賃貸借又は委託生産契約書の写し

※ 他人所有の施設等を賃借して肥料の生産（保管）を行う場合は賃貸借契約書の写しを、他者へ生産を委託する場合は委託生産契約書の写しを添付してください。また、他人所有の施設等を賃借して肥料の保管を行う場合も、肥料の形態やその量によ

ては、賃貸借契約書の写しが必要となります。

※ 賃貸借契約書に肥料生産（保管）に関する条項がない場合は、土地所有者に確認を取った上で提出下さい。

※ 委託生産は、受託者が生産した肥料は全て委託者に譲渡されることが要件となります。委託者以外へ譲渡する場合は、受託者の届出が必要です。

⑦法人からの届出で、届出者が法人代表者ではない場合（工場長等）

法に基づく諸届出について、法人代表者から代理人として権限を委任された者（工場長等）は、代理権の存在を証明する書類（委任状：日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代理人職氏名を記したもの・様式は任意）

<注意 肥料成分の把握が必要です！>

堆肥、動物の排せつ物及び混合特殊肥料の一部は、品質表示基準により成分含有量の表示が義務付けられています。また、石灰処理肥料等のように含有成分が規定されている肥料もあります。

千葉県では、本届出にあたっての必要な添付書類とはしていませんが、肥料の種類によっては、第三者へ譲渡時までに含有成分等を分析機関等で分析した上で、表示票を作成してください（詳細は p. 14参照）。

表示票の作成にあたり必要な肥料成分分析は、当検査業務課でも行っています（有料）ので活用ください。

(3) 肥料販売業務開始届出書（様式は『肥料販売業務の手引き』参照）

生産した特殊肥料を販売（第三者へ譲渡）するために必要です。なお、肥料を無償で譲渡する場合、販売業者の届出は不要です。肥料の大半が無償でも、一度でも金銭を受け取る可能性がある場合は届出の必要があります。

千葉県内で初めて、又は廃止後改めて販売を行う場合、特殊肥料生産業者届出の際に同時に提出してください（同時提出の場合、肥料販売届に必要な添付書類省略）。

この届出により、生産した肥料だけでなく、あらゆる肥料が販売できます。

(4) 特殊肥料生産時の留意事項と遵守事項

・留意事項

①特殊肥料を生産する際は、その事業場または保管場所周辺の環境に悪影響をおよぼさないことが必要です。発生する臭気、騒音、排水等には十分配慮してください。

また、環境保全に関する法令による事前の届出等が必要になる場合がありますので、最寄りの県民センター（事務所）や市町村に相談してください。

②農林水産大臣又は都道府県知事は法の目的達成のため、生産事業場、倉庫、その他の場所に立ち入り、質問、帳簿書類の検査、肥料の分析検査（行政検査）のための必要最小量の収去を行うことがあります（法第30条第1項及び第3項）。

・遵守事項

①異物混入の禁止

品質が低下するような異物を混入してはいけません（法第25条）。

②虚偽の宣伝等の禁止

主成分若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法（材料や生産工程）について、虚偽の宣伝、誤解を生じる恐れのある名称を用いてはいけません（法第26条）。肥料の宣伝等にあたっては、その内容の根拠となる資料を備えるようにしてください。

③帳簿の備付

肥料を生産したときは毎日、その名称及び数量を記載するとともに、帳簿を2年間保存してください（法第27条）。なお、肥料の名称は略称とせず、届出上の正式名称での記帳とします。

また、令和3年12月より、原料・材料の記帳も義務付けられました。生産に使用した原料・材料の名称及び使用量、入手先等を記載した帳簿を作成して2年間保存してください。ただし、自社発生の家畜ふんと水分調整を目的とした植物質原料のみを用いた堆肥を生産する畜産農家は原料帳簿の備えは不要です。

④生産量の報告

毎年1回、1月上旬を目処に当課から調査用紙を送付しますので、報告をお願いします。

2. 届け出ていた事項に変更が生じた場合（法第22条第2項）

特殊肥料生産業者届出事項に変更が生じた場合は、その日から2週間以内に変更届を提出してください。

※ 個人経営から法人経営に変更した場合や、個人経営で経営主が変更した場合、変更届では受理できません。旧届出者からの「特殊肥料生産事業廃止届出書（詳細は p.4 II-3. 参照）」と、新届出者からの「特殊肥料生産業者届出書（詳細は p.1 II-1. 参照）」の提出が必要です。

(1) 特殊肥料生産業者届出事項変更届出書（様式はp.9、様式ダウンロードはp.23参照）

○様式を記入の上、提出ください。受理後、届出書を返送します。

○なお、届出様式中のカッコ書き部分（郵便番号、電話番号、返送先等）もあわせて記載してください。

(2) 特殊肥料生産業者届出事項変更届の添付書類（変更内容が確認できる書類）

①届出者の住所又は氏名（法人の場合、法人名称・代表者氏名）を変更した場合

○法人の場合：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

○個人の場合：住民票又は運転免許証の写し

②生産工程（原材料の種類やその割合、生産方法等）を変更した場合

○新・旧の生産工程概略図

③生産事業場の所在地を変更した場合

○変更後の所在地図

④生産事業場又は保管施設の所在地について変更が生じた際、該当する新たな所在地が他人所有の施設等を賃借している場合や委託生産を開始した場合

○賃貸借又は委託生産契約書の写し

⑤法人からの届出で、届出者が法人代表者ではない場合（工場長等）

○法人代表者から代理人として権限を委任された者（工場長等）は、代理権の存在を証明する書類（委任状：日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代理人職氏名を記したもの・様式は任意）

(3) 肥料販売の届出事項にも変更がある場合（詳細は『肥料販売業務の手引き』参照）

- 肥料販売業務開始届出事項変更届出書
- 様式を記入の上、提出ください。受理後、届出書を返送します。
- その他、肥料販売業務開始届出事項の変更に係る添付書類

3. 届け出していた肥料の生産を廃止した場合（法第22条第2項）

生産を廃止した場合は、その日から2週間以内に廃止届を提出してください

(1) 特殊肥料生産事業廃止届出書（様式はp. 12、様式ダウンロードはp. 23参照）

- 様式を記入の上、提出ください。受理後、届出書を返送します。
- なお、届出様式中のカッコ書き部分（郵便番号、電話番号、返送先等）もあわせて記載してください。

(2) 生産廃止する肥料も含め、全ての肥料販売を廃止する場合（詳細は『肥料販売業務の手引き』参照）

- 肥料販売業務廃止届出書
- 様式を記入の上、提出ください。受理後、届出書を返送します。

特殊肥料生産業者届出書

令和 年 月 日

千葉県知事

様

(〒 ー)
住所

(法人にあつてはその名称及び代表者の職名・氏名)
氏名

(電話番号：)
(FAX番号：)
(Email：)

下記により特殊肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

(法人にあつてはその名称、代表者の職名・氏名及び主たる事務所の所在地)
氏名

住所 (〒 ー)

2 肥料の種類

3 肥料の名称

4 生産する事業場の名称及び所在地 (電話番号があれば記載する。)

名称：

(〒 ー) (電話番号：)
所在地：

5 保管する施設の所在地 (名称、電話番号があれば記載する。特に名称が無い場合は届出者名を記載する。)

(名称：)
(〒 ー) (電話番号：)

所在地：

連絡先 (※ 本届出書の作成担当者が届出者住所氏名と異なる場合は記入してください。
また、副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合もこちらに記入してください。)

〒 (電話番号： FAX番号：)
(Email：)

住所
氏名 (担当部署)
(担当者)

備考 輸入業者にあつては4を記載しなくてよい。

記載例

特殊肥料生産業者届出書

持参日又は
投函日を記
入します。

令和〇〇年〇月〇日

知事の氏名を記入
します。

千葉県知事 **下総 かずさ** 様

個人は住民票又は運転免許証、法人は登記簿謄本に記載どおりの住所・氏名（法人の場合、法人名称・代表者の職名及び氏名）を記入します。
任意組織等の名称は記入しないで下さい。

(〒**266-0014**)
住所 **千葉市緑区大金沢町941-1**

(法人にあってはその名称及び代表者の職名・氏名)
氏名 **千葉肥料株式会社**
代表取締役 千葉 太郎
(電話番号: **043-291-1875**)
(FAX番号: **043-291-1876**)
(Email: **chibahiryo@pref.chiba**)

下記により特殊肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出ます。

記

担当者個別のメールアドレスは
下欄連絡先に記入します。

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の職名・氏名及び主たる事務所の所在地）

氏名 **千葉肥料株式会社**
代表取締役 千葉 太郎
住所 (〒**266-0014**) **千葉市緑区大金沢町941-1**

- 2 肥料の種類
堆肥

p.1<特殊肥料に指定されている肥料>に記載の該当する指定名(堆肥、米ぬか等)を表示します。

- 3 肥料の名称
菜の花堆肥

ふりがな付き又は図案入りの肥料は認められません。

- 4 生産する事業場の名称及び所在地(電話番号があれば記載)
名称: **千葉肥料株式会社 堆肥センター**
(〒**266-0006**) (電話番号: **043-291-0151**)
所在地: **千葉市緑区大膳野町808**

個人経営や任意組合等の場合、ここに名称を記載します。
例) ○○牧場、△△生産組合、□□肥料工場
特に名称が無い場合、届出者の氏名又は法人名称をそのまま記載します。

- 5 保管する施設の所在地(名称、電話番号があれば記載する。特に名称が無い場合は届出者名を記載する。)

(名称: **千葉肥料株式会社 堆肥センター**)
(〒**266-0006**) (電話番号: **043-291-0151**)
所在地: **千葉市緑区大膳野町808**

(名称: **千葉肥料株式会社 本店**)
(〒**266-0014**) (電話番号: **043-291-1876**)
所在地: **千葉市緑区大金沢町941-1**

出荷可能な状態にまで出来上がった製品を置いている場所を指します。
堆肥舎や倉庫等、複数ある場合は、列記又は別紙一覧としてもれなく記載します。
4と同じ場合「同上」でかまいません。

連絡先 (※ 本届出書の作成担当者が届出者住所氏名と異なる場合は記入してください。
また、副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合もこちらに記入してください。)

〒**266-0006** (電話番号: **043-291-0151** FAX番号: **043-291-5319**)
(Email: **chiba-tarou@pref.chiba**)

住所 **千葉市緑区大膳野町808**

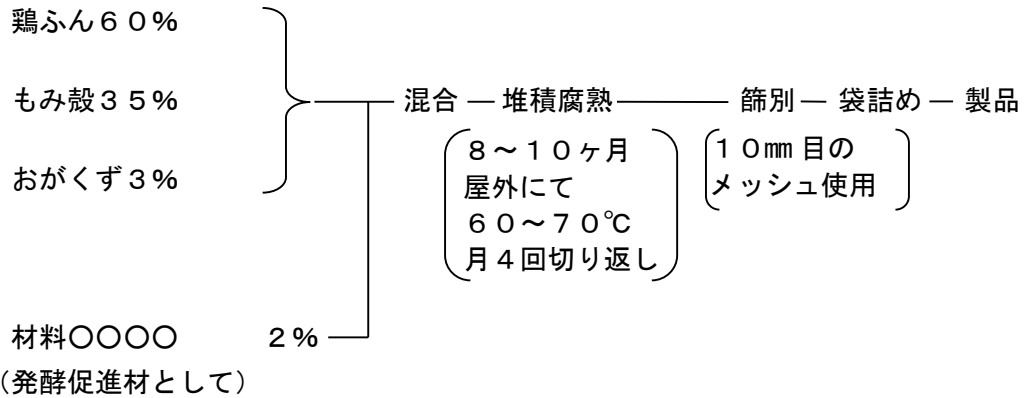
氏名(担当部署) **千葉肥料株式会社 堆肥センター** (担当者) **肥料担当 鈴木 花子**

備考 輸入業者にあつては4を記載しなくてよい。

作図例

生産工程概略図

1 原料及び材料の種類、使用割合（重量％）、堆積期間等



2 原料等の出所

| | |
|--------|------------------------|
| 鶏ふん | 〇〇市〇〇養鶏場、〇〇町〇〇養鶏場 |
| もみ殻 | 〇〇農業協同組合 |
| おがくず | 〇〇製材所 |
| 材料〇〇〇〇 | 市販品（商品名：〇〇〇〇、発酵促進材として） |

3 その他

〇〇市の助成事業により××〇〇年〇〇月に堆肥生産施設を整備した。

注) 特殊肥料生産に使用できる凝縮促進剤は法律により定められています。

(P20チェックシート4の7種類)

そのため、凝縮促進剤を原料として使用する場合は市販商品名及びメーカー名を記載ください。

○複数の保管施設等がある場合の一覧表（記載例）

（別紙）

特殊肥料保管施設の一覧表

| 保管施設 | | | | |
|------|---------------|-----------------------------|--------------|----|
| NO. | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 備考 |
| 1 | 〇〇株式会社 堆肥センター | 〒266-0014 千葉県緑区大金沢町941-1 | 043-291-1875 | |
| 2 | 〇〇株式会社 千葉緑営業所 | 〒266-0006 千葉県緑区大膳野町808 | 043-291-0151 | |
| 3 | 〇〇株式会社 千葉倉庫 | 〒266-0014 千葉県中央区市場町1-1 | 043-223-2888 | |

特殊肥料生産業者届出事項変更届出書

令和 年 月 日

千葉県知事

様

(〒 -)
住所

(法人にあつてはその名称及び代表者の職名・氏名)

氏名

(電話番号：)

(FAX番号：)

(Email：)

さきに 年 月 日付け肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

(届出受理番号及び特殊肥料の名称：千葉県第 号・)

連絡先 (※ 本届出書の作成担当者が届出者住所氏名と異なる場合は記入してください。
また、副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合もこちらに記入してください。)

〒 (電話番号： FAX番号：)
(Email：)

住所

氏名 (担当部署)

(担当者)

記載例

特殊肥料生産業者届出事項変更届出書

知事の氏名を記入
します。

千葉県知事 **下総 かずさ** 様

持参日又は
投函日を記
入します。

令和〇〇年〇月〇日

個人は住民票又は運転免許証、法人は登記簿謄本に記載どおりの住所・氏名（法人の場合、法人名称・代表者の職名及び氏名）を記入します。

任意組織等の名称は記入しないで下さい。

複数の届出に対して該当する場合は、日付を併記または別記とし、1枚の届出でもかまいません。

(〒**266-0014**)

住所 **千葉市緑区大金沢町941-1**

(法人にあつてはその名称及び代表者の職名・氏名)

氏名 **千葉肥料株式会社**

代表取締役 房総 次郎

(電話番号：**043-291-1875**)

(FAX番号：**043-291-1876**)

(Email：**chibahiryo@pref.chiba**)

さきに 〇〇△△年△△月△△日、及び 〇〇□□年□□月□□日 付で肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

変更した事項ごとに日付を記載します。

記

- 1 変更した年月日
(1)〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
(2)〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

変更内容がわかるように、(新)・(旧)を併記、又は「別紙のとおり」として、新旧一覽を添付します。

- 2 変更した事項
(1)代表者の氏名 (新)房総 次郎
(旧)千葉 太郎
(2)保管施設の追加:

生産事業場や保管施設に、名称・電話番号があれば記載してください。

生産事業場や保管施設について複数の変更事項がある場合、列記または「生産事業場及び保管施設の新旧一覽表」を添付してください。

- (新)①〒**266-0006**(電話番号:**043-291-0151**)
千葉市緑区大膳野町808(名称:千葉肥料株式会社 堆肥センター)
②〒**287-0026**(電話番号:**0478-59-2100**)
香取市大根1295(名称:千葉肥料株式会社 北総営業所)
(旧)①〒**266-0006**(電話番号:**043-291-0151**)
千葉市緑区大膳野町808(名称:千葉肥料株式会社 堆肥センター)

- 3 変更した理由
(1)役員改選のため
(2)営業所の増設のため

複数の届出に対して該当する場合は、届出ごとの「届出受理番号」「肥料の名称」を記載ください。

(届出受理番号及び特殊肥料の名称：千葉県第0000号・**葉の花堆肥1号**
千葉県第△△△△号・**葉の花堆肥2号**)

連絡先 (※ 本届出書の作成担当者が届出者住所氏名と異なる場合は記入してください。
また、副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合もこちらに記入してください。)

〒**266-0006** (電話番号：**043-291-0151** FAX番号：**043-291-5319**)
(Email：**chiba-tarou@pref.chiba**)

住所 **千葉市緑区大膳野町808**

氏名 (担当部署) **千葉肥料株式会社 堆肥センター** (担当者) **肥料担当 鈴木 花子**

○複数の保管施設等がある場合の新旧一覧表（記載例）

(別紙)

特殊肥料生産事業場及び保管施設の新旧一覧表

(新)

| 生産事業場 | | | 保管施設 | | | | | | |
|-------|------------------|-----------------------------|--------------|-------------------|-----|----------------|---------------------------|--------------|---------------------|
| NO. | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 備考 | NO. | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 備考 |
| 1 | 〇〇株式会社 堆肥センター | 〒266-0014 千葉市緑区大金沢町941-1 | 043-291-1875 | 所在地変更 平成〇年〇月〇日 | 1 | 同左 | 同左 | 同左 | 所在地変更 平成〇年〇月〇日 |
| | | | | | 2 | 〇〇株式会社 千葉倉庫 | 〒266-0014 千葉市中央区市場町1-1 | 043-223-2888 | 保管施設の追加 平成△年△月△日 |

(旧)

| 生産事業場 | | | 保管施設 | | | | | | |
|-------|------------------|---------------------------|--------------|-------------------|-----|----|-----|------|-------------------|
| NO. | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 備考 | NO. | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 備考 |
| 1 | 〇〇株式会社 堆肥センター | 〒266-0006 千葉市緑区大膳野町808 | 043-291-0151 | 所在地変更 平成〇年〇月〇日 | 1 | 同左 | 同左 | 同左 | 所在地変更 平成〇年〇月〇日 |

特殊肥料生産事業廃止届出書

令和 年 月 日

千葉県知事

様

(〒 ー)
住所

(法人にあつてはその名称及び代表者の職名・氏名)
氏名

(電話番号：)
(FAX番号：)
(Email：)

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た特殊肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

2 生産していた特殊肥料の名称

連絡先 (※ 本届出書の作成担当者が届出者住所氏名と異なる場合は記入してください。
また、副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合もこちらに記入してください。)

〒 (電話番号： FAX番号：)
(Email：)

氏名 (担当部署)
(担当者)

記載例

特殊肥料生産事業廃止届出書

持参日又は
投函日を記
入します。

令和〇〇年〇月〇日

知事の氏名を記入
します。

千葉県知事 **下総 かずさ** 様

個人は住民票又は運転免許証、法人は登記簿謄本に記載どおりの住所・氏名（法人の場合、法人名称・代表者の職名及び氏名）を記入します。

任意組織等の名称は記入しないで下さい。

複数の届出に対して該当する場合は、日付を併記または別記とし、1枚の届出でもかまいません。

(〒**266-0014**)

住所 **千葉市緑区大金沢町941-1**

(法人にあってはその名称及び代表者の職名・氏名)

氏名 **千葉肥料株式会社**

代表取締役 千葉 太郎

(電話番号：**043-291-1875**)

(FAX番号：**043-291-1876**)

(Email：**chibahiryo@pref.chiba**)

さきに 〇〇△△年△△月△△日、及び 〇〇□□年□□月□□日 付けで肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た特殊肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

〇〇●●年●●月●●日

2 生産していた特殊肥料の名称

葉の花堆肥1号(千葉県第〇〇〇〇号)

葉の花堆肥2号(千葉県第△△△△号)

複数の届出に対して該当する場合は、届出ごとの「肥料の名称」、「届出受理番号」を記載ください。

連絡先 (※ 本届出書の作成担当者が届出者住所氏名と異なる場合は記入してください。)

また、副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合もこちらに記入してください。)

〒**266-0006** (電話番号：**043-291-0151** FAX番号：**043-291-5319**)

(Email：**chiba-tarou@pref.chiba**)

住所 **千葉市緑区大膳野町808**

氏名 (担当部署) **千葉肥料株式会社 堆肥センター**

(担当者) **肥料担当 鈴木 花子**

Ⅲ. 特殊肥料の品質表示制度

特殊肥料を第三者へ譲渡する際には、指定された表示票を添付せねばなりません。このうち、特に「堆肥（汚泥または魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く）」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」の3種類（肥料の品質の確保等に関する法律施行令第6条）は、主要な成分の含有量や原料その他品質に関する事項も含めた表示をしなければなりません（肥料の品質の確保等に関する法律第22条の2第1項）。品質表示を行わない場合、農林水産大臣はその旨を公表することがあります（同法第22条の3第項）。

1. 「堆肥」、「動物の排せつ物」若しくは「混合特殊肥料」の表示票と記載例 上記3種類の特殊肥料の「表示様式」及び「表示事項」を以下に示します。

1) 表示様式について

フォントサイズ：8.0ポイント以上

フォント：指定無し

（但し、6kg以下は適宜の大きさ、フォントサイズ制限無し）

| 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示 | |
|----------------------------|-------------------|
| 肥料の名称 | |
| 肥料の種類 | |
| 届出をした都道府県 | |
| 表示者の氏名又は名称及び住所 | |
| 正味重量 | |
| 生産した年月 | |
| 原料 | |
| 備考：生産に当たって使用された重量の大きい順である。 | |
| 主成分の含有量等 | } 詳細は p. 17を参照 |
| 窒素全量 | |
| りん酸全量 | |
| 加里全量 | |
| 炭素窒素比 | |
| 銅全量 | |
| 亜鉛全量 | |
| 石灰全量 | |
| 水分含有量 | |

2) 表示事項について

(1) 肥料の名称

届け出た肥料の名称を記載します。

(2) 肥料の種類

「堆肥」、「動物の排せつ物」若しくは「混合特殊肥料」と記載します。ただし、「堆肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。）」にあっては「堆肥」と記載することができます。

(3) 届出をした都道府県

届け出た都道府県名を記載します。（受理番号を併記してください。）

- (4) 表示者の氏名又は名称及び住所
表示を行った者の届出書に記載したとおりの氏名と住所を記載します。
- (5) 正味重量
正味重量はキログラム単位で記載します。また、容量をリットル単位で併記することもできます。
- (6) 生産した年月：次の例のいずれかにより記載します。
令和5年1月 5. 1 2023. 1
- (7) 原料及び材料について
- ア 原料名は次の区分に応じて記載します。
- (ア) 堆肥及び動物の排せつ物
原料名は、「鶏ふん」、「もみがら」など最も一般的な名称で記載します。
- (イ) 混合特殊肥料
原料名は、特殊肥料の種類を記載してください。堆肥又は動物の排せつ物を原料とする場合は、() を付けてそれぞれの原料名を記載してください。混合特殊肥料を原料とする場合は、その原料の指定名を記載してください。
- イ 生産に当たって、使用された重量の大きい原料から順に記載し、その旨を備考欄に明記します（記載例の備考：1参照）。混合特殊肥料を原料とする場合は、使用した特殊肥料の重量の大きいものから順に記載してください。
- ウ 生産に当たって、動物由来たん白質が使用されたものについては、次の区分に応じて、それぞれ定める事項を記載してください。
- (ア) 牛、めん羊又は山羊由来の原料を含まない場合は、「備考：2」のように記載します。
- (イ) 牛、めん羊又は山羊由来の原料を含む場合又は原料事情等により含む可能性がある場合は、「備考：3」のように記載します。
- エ 材料（オに掲げるものは除く。）は、次の区分に応じて記載します。
- (ア) 堆肥及び動物の排せつ物
生産に当たって腐熟を促進するために使用された材料の名称（「備考：4」）。
また、固結、浮上若しくは悪臭を防止するための材料又は粒状化を促進するための材料が使用された混合特殊肥料を原料とした堆肥は、その材料の名称を記載する。
- (イ) 混合特殊肥料
生産に当たって、固結、浮上若しくは悪臭を防止するための材料又は粒状化を促進するための材料が使用されたものについてはその名称（「備考：5～8」）。
また、当該材料が使用された混合特殊肥料を原料とした場合は、その材料の名称を記載する。
- オ 生産に当たって摂取防止効果があると認められた材料が使用された場合は、その材料の名称及び使用量を記載します（「備考：9」）。

(原料) 牛ふん、鶏ふん、肉骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末

- 備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。
- 2 この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
- 3 この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
- 4 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。
- 5 固結を防止するためにパーライトを使用したものである。
- 6 浮上を防止するためにかんらん岩粉末を使用したものである。
- 7 悪臭を防止するためにゼオライトを使用したものである。
- 8 粒状化を促進するためにこんにやく飛粉を使用したものである。
- 9 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を5%使用したものである。

(8) 主要な成分の含有量等について

- ア 混合特殊肥料にあつては、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合には限り記載してください（炭素窒素比を除く。）
- イ 表1の左欄の主成分の含有量等については、肥料等試験法等による分析結果に基づき、それぞれ表示の単位欄に掲げる単位を用いて現物当たりの数値で記載します。ただし、混合特殊肥料では、堆肥又は動物の排せつ物を原料とする場合に限り記載します。表示値の誤差の許容範囲は、誤差の許容範囲欄に掲げるとおりです。
- ウ 現物当たりの数値で記載することが困難な場合は、「主成分の含有量等（乾物あたり）」として、乾物当たりの数値及び水分含有量を記載すること。
- エ 表2の左欄の主成分の含有量等については、肥料等試験法等による分析結果に基づき、含有量の下限成分量以上を含む場合にそれぞれ表示の単位欄に掲げる単位を用いて現物当たりの数値で記載します。表示値の誤差の許容範囲は、誤差の許容範囲欄に掲げるとおりです。

表 1

| 主成分 | 表示の単位 | 誤差の許容範囲 | 表示にあたっての条件等 |
|-----------------------|-----------------------------|--|--|
| 窒素全量 りん酸全量 加里全量 | % (小数点以下 第1位まで 表示) | <ul style="list-style-type: none"> ・表示値が10%以上の場合： —— (表示値×±10%) ・表示値が5～10%未満の場合： —— (表示値±1%) ・表示値が1.5～5%未満の場合： —— (表示値×±20%) ・表示値が1.5%未満の場合： —— (表示値±0.3%) | <p>「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料(堆肥又は動物の排せつ物を原料とした場合に限る)」の場合、表示票への記載は必須</p> <p>現物当たりの含有量測定結果が0.5%未満の場合、「0.5%未満」と記載も可能</p> |
| 炭素窒素比 | 単位なし (整数表示) | | 「堆肥」「動物の排せつ物」の場合、表示票への記載は必須 |
| 銅全量 | mg/kg (整数表示) | ・表示値×±30% | 豚ふんが原料で、現物当たり300 mg/kg以上含有する場合、表示が必要 |
| 亜鉛全量 | | | 豚ふん又は鶏ふんが原料で、現物当たり900mg/kg以上含有する場合、表示が必要 |
| 石灰全量 | % | | 石灰を原料(採卵鶏ふんも該当)とするもので、現物当たり150g/kg(15%)以上含有する場合、表示が必要 |
| 水分含有量 | (小数点以下 第1位まで 表示) | ・表示値×±20% | 主成分を乾物当たりで表示する場合、表示が必要 |

表2

| 主成分 | 表示の単位 | 誤差の許容範囲 | 下限成分量 |
|---|-------|--|---------|
| アルカリ分 可溶性けい酸 水溶性けい酸 | % | | 5%以上 |
| 窒素全量(混合特殊肥料 (堆肥又は動物の排せつ物を原料としたものを除く)に限る。) アンモニア性窒素 硝酸性窒素 りん酸全量(混合特殊肥料 (堆肥又は動物の排せつ物を原料としたものを除く)に限る。) く溶性りん酸 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量(混合特殊肥料 (堆肥又は動物の排せつ物を原料としたものを除く)に限る。) く溶性加里 水溶性加里 可溶性石灰 く溶性石灰 水溶性石灰 可溶性苦土 く溶性苦土 水溶性苦土 可溶性硫黄 | % | <ul style="list-style-type: none"> ・表示値が10%以上の場合： —— (表示値×±10%) ・表示値が5～10%未満の場合： —— (表示値±1%) ・表示値が1.5～5%未満の場合： —— (表示値×±20%) ・表示値が1.5%未満の場合： —— (表示値±0.3%) | 1%以上 |
| 可溶性マンガン く溶性マンガン 水溶性マンガン | % | ・表示値×±30% | 0.1%以上 |
| く溶性ほう素 水溶性ほう素 | % | ・表示値×±30% | 0.05%以上 |

(9) 表示にあたっての注意事項

①表示票は以下の3つのいずれかで表示します。

容器または包装を用いる場合は、肥料の最小販売単位ごとに、

ア その外部の見やすい箇所に次の様式により表示事項を印刷します。

イ 表示事項を記載した書面を容器・包装から容易に離れない方法で付します。

ウ 容器または包装を用いない場合(バラ販売(譲渡))は、当該書面を付します。

②表示票様式の枠内には表示事項以外を記載できません。

③肥料の正味重量が6キログラム未満の場合には、様式の寸法は適宜とします。

④表示に用いる文字は次の様に表示します。

- ア 表示に用いる文字及び数字の色は背景の色と対照的な色にします。
- イ 表示に用いる文字及び数字は、消費者の見やすい大きさおよび書体します。

- ⑤生産した年月を上記様式で記載することが困難な場合
「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、その他の箇所に記載することができます。
- ⑥原料を様式に従い記載することが困難な場合
「原料」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができます。

3) 「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」の表示票記載例

フォントサイズ：8.0ポイント以上

フォント：指定無し

(但し、6kg以下は適宜の大きさ、フォントサイズ制限無し)

| 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|------|-------|------|------|------|-----|----------|------|----------|------|-----|-------|----|
| 肥料の名称 | 豚ふん堆肥 | | | | | | | | | | | | | | |
| 肥料の種類 | 堆肥 | | | | | | | | | | | | | | |
| 届出をした都道府県 | 千葉県 (第〇〇〇〇号) | | | | | | | | | | | | | | |
| 表示者の氏名又は名称及び住所 | 千葉農業センター株式会社 千葉市緑区大膳野町808番地 | | | | | | | | | | | | | | |
| 正味重量 | 20キログラム | | | | | | | | | | | | | | |
| 生産した年月 | 令和5年4月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 原料(原料) | 豚ふん、おがくず、もみがら | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | 生産に当たって使用された重量の大きい順である。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 主成分の含有量等 | <table border="0"> <tr><td>窒素全量</td><td>1.0%</td></tr> <tr><td>りん酸全量</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>加里全量</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>銅全量</td><td>300mg/kg</td></tr> <tr><td>亜鉛全量</td><td>900mg/kg</td></tr> <tr><td>石灰全量</td><td>15%</td></tr> <tr><td>炭素窒素比</td><td>30</td></tr> </table> | 窒素全量 | 1.0% | りん酸全量 | 2.0% | 加里全量 | 2.0% | 銅全量 | 300mg/kg | 亜鉛全量 | 900mg/kg | 石灰全量 | 15% | 炭素窒素比 | 30 |
| 窒素全量 | 1.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| りん酸全量 | 2.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 加里全量 | 2.0% | | | | | | | | | | | | | | |
| 銅全量 | 300mg/kg | | | | | | | | | | | | | | |
| 亜鉛全量 | 900mg/kg | | | | | | | | | | | | | | |
| 石灰全量 | 15% | | | | | | | | | | | | | | |
| 炭素窒素比 | 30 | | | | | | | | | | | | | | |

家畜ふん堆肥は「堆肥」と表示します。堆肥化していない資材(乾燥ふんなど)は「動物の排せつ物」と表示します。

生産業者届出が受理されると届出書が返送されるので、それに記載された受理番号を表示します。

生産業者届出書に記載した氏名・住所を表示します。

使用した原料を重量の大きい順に列記します。

堆肥の分析結果に基づいて表示します。この内、銅全量、亜鉛全量、石灰全量、水分含有量は、場合によって表示が必要となります(p.18参照)。

なお、平成29年11月15日の法改正により、一部の凝集促進材を使用した普通肥料について、特殊肥料とすることができるようになりました。特殊肥料に係る当該凝集促進材及びその他の原料と、適正な表示の確認をするために「堆肥及び動物の排せつ物に関するチェックシート」が公開されましたので、堆肥及び動物の排せつ物として届出の際には、各自チェックを行って下さい。

堆肥及び動物の排せつ物に関するチェックシート

届出等の際に堆肥及び動物の排せつ物について、①使用できない原料が使用されていないか、②法令に沿って正しく表示しているかをチェックしてください。

| 点検項目 | 確認欄 |
|---|-----|
| I 原材料 | |
| 1 汚泥を使用していないか。 | |
| 2 魚介類の臓器を使用していないか。 | |
| 3 尿素や硫酸等を肥料成分を引き上げる目的で使用していないか。 | |
| 4 凝集促進材を使用しているか。 使用している場合 メーカー名： _____ 製品名： _____ ① ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材 <input type="checkbox"/> ② ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材 <input type="checkbox"/> ③ ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材 <input type="checkbox"/> ④ ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材 <input type="checkbox"/> ⑤ ポリアミジン系高分子凝集促進材 <input type="checkbox"/> ⑥ アルミニウム系無機凝集促進剤 <input type="checkbox"/> ⑦ 鉄系無機凝集促進材 <input type="checkbox"/> | |
| 5 動物由来の肉や皮等を使用する場合、必要な手順を取っているか。 | |
| II 表示 | |
| 6 原料や生産工程を変更した場合、主要な成分の含有量等の表示を更新しているか。 | |
| 7 銅・亜鉛・石灰について、含有量が基準を上回る場合は、表示しているか。 | |
| 8 腐熟促進材を使用している場合は、材料の名称を表示しているか。 | |
| 9 動物由来原料を使用している場合は、必要な注意事項を表示しているか。 | |

<解説>

| 原材料について | |
|---------|--|
| 1 | 汚泥（注1）を使用すると「堆肥」ではなく「汚泥肥料」となり、農林水産大臣の登録が必要となるほか、有機農産物にも利用できない資材となります。 （注1）汚泥とは、下水道の終末処理施設、し尿処理施設又は工場の排水処理施設等から生じた汚泥のことをいいます。 |
| 2 | イカの内臓、ホタテのウロなどの魚介類の内臓を使用すると「水産副産物発酵肥料」として登録が必要となります。 |
| 3 | 尿素や硫酸等は、腐熟促進材として「堆肥」に使用することはできますが、肥料成分を引き上げる目的で使用することはできません。腐熟促進材としての役割を超えて使用した場合には、普通肥料として登録が必要となります。 |
| 4 | 動物の排せつ物に指定された凝集促進材（注2）を使用したものを原料とする肥料は「堆肥」等の特殊肥料として都道府県知事への届出のみで生産・販売できます。 （注2）ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材、ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材、ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材、ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材、ポリアミジン系高分子凝集促進材、アルミニウム系無機凝集促進材、鉄系無機凝集促進材 |
| 5 | 動物由来の肉や皮等を使用する場合、牛の脊柱が混入しない生産工程の確認（大臣確認）、反芻動物由来の原料が混入しない生産工程の確認（FAMIC 理事長確認）、管理措置など手続が必要となります。 |
| 表示について | |
| 6 | 「堆肥」及び「動物の排せつ物」については、主要な成分の含有量、原料などの品質に関する事項を表示する必要があります。このため、原料や生産工程を変更した場合には、表示を更新する必要があります。 |
| 7 | 主要な成分の含有量等のうち、銅・亜鉛・石灰については、含有量が基準を上回る場合は、表示する必要があります。 |
| 8 | 腐熟促進剤を使用している場合は、材料の名称を表示する必要があります。 |
| 9 | 動物由来原料（注3）を使用している場合、注意事項を表示する必要があります。 （注3）動物由来原料を使用している場合とは、生産に当たって動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質）が使われている場合を言います。 |

2. その他の特殊肥料の表示票と記載例

「堆肥」、「動物の排せつ物（家畜ふん）」及び「混合特殊肥料」の3種類を除いた、それら以外の特殊肥料についての表示は「特殊肥料の品質表示基準を定める件」（平成12年8月31日農林水産省告示第1163号）の改正に伴い、以下のとおりにしてください。

1) 表示事項について

- (1) 肥料の種類
- (2) 肥料の名称
- (3) 届出を受理した都道府県（届出受理番号）
- (4) 正味重量
- (5) 生産（輸入）した年月
- (6) 生産（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

2) 表示にあたっての注意事項

- (1) 輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合
「生産」とあるのは「輸入」に読み替える。
- (2) 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合
様式中の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載する。
- (3) 販売業者が表示する場合であって、生産（輸入）した年月を知らない時
「生産（輸入）した年月」を「添付した年月」とし、添付した年月を記載する。
- (4) 販売業者の氏名又は名称及び住所を記載する場合
「生産業者の氏名又は名称及び住所」の欄の下に「販売業者の氏名又は名称及び住所」の文字を付して記載する。
- (5) 生産に当たって動物由来たん白質や摂取の防止に効果がある材料が使用される場合は別途お問合せください。

3) その他の特殊肥料の表示票記載例

フォントサイズ：8.0ポイント以上

フォント：日本産業規格Z8305

（但し、6kg以下は適宜の大きさ、フォントサイズ制限無し）

| | |
|-----------------|-----------------------------|
| 特 殊 肥 料 | |
| 肥料の種類 | 米ぬか |
| 肥料の名称 | 米ぬかくん |
| 届出を受理した都道府県 | 千葉県（第〇〇〇〇号） |
| 正味重量 | 20kg |
| 生産した年月 | 令和〇〇年〇〇月 |
| 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 株式会社〇〇肥料 千葉県千葉市中央区市場町1-1 |

↑
2センチメートル以上
↓

p.1<特殊肥料に指定されている肥料>に記載の、該当する指定名を表示します。

生産業者届出書に記載した届出どおりの名称を表示します。

生産業者届出が受理されると副本が返送されるので、それに記載された受理番号を表示します。

生産業者届出書に記載した氏名・住所を表示します。

各種届出様式のダウンロードについて

届出様式については、千葉県公式ホームページからダウンロードできます。
是非、ご利用ください。

方法①

「千葉県・検査業務」の2語でインターネット検索すると、上位に当課のホームページがヒットします。検査業務の目次→「肥料生産、輸入、販売にかかる各種申請・届出」→「特殊肥料生産にかかる届出様式、手続き案内」もしくは「肥料販売にかかる届出様式、手続き案内」をクリックし、該当する「様式」を開いてください。

方法②

「千葉県公式ホームページのトップページ」→「県政情報・統計（右から2番目）」→「行政手続案内」→キーワード検索で『肥料の品質の確保等に関する法律』と入力し検索→「【肥料の品質の確保等に関する法律】特殊肥料生産にかかる届出」もしくは「【肥料の品質の確保等に関する法律】肥料販売にかかる届出」をクリックし、該当する「様式」を開いてください。